

家族介護用品の購入費助成

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えのできる引換券を交付します。

対象者

次の条件を全て満たしている方の介護をされている家族の方

- 要介護認定において要介護4または5と判定された方
- 在宅で介護を受けている方
- 市町村民税が非課税世帯の方

※家族などの介護者がいない場合は、本人が支給対象者になることができます。

※要介護者が介護保険施設に入所または医療機関に入院されている場合は、対象となりません。

支給額 月額7,000円(引換券を交付します。)

引き換えのできる介護用品

大人用紙おむつ 尿取りパット 使い捨て介護用手袋 清拭剤 ドライシャンプー など

【問い合わせ先】

総合福祉課 総合生活相談室 ☎68-5535

高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成

伯耆町では、高齢者の福祉の向上を図るため、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

助成金の額

1回につき1,000円以内

助成回数

年12回(月1回)以内

助成期間

4月1日～平成24年3月31日

助成対象者

前年(申請が4月から6月は前々年)の所得にかかる所得税が非課税で、かつ満75歳以上または後期高齢者医療受給者の方

助成方法

鳥取県保健鍼灸マッサージ師会加入施設で使える助成券を交付

【問い合わせ先】

総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

伯耆町福祉事務所を開設

役場本庁舎内に福祉事務所を開設します。

福祉事務所は、これまで鳥取県が行っていた、生活保護や母子福祉、児童扶養手当、特別障害者手当などの福祉に関する業務を行います。

伯耆町福祉事務所で 行う業務

- ①生活保護事務
生活に困窮されている方の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の相談や申請、保護費の決定・支給などの業務を行います。
- ②児童扶養手当支給事務
ひとり親家庭の児童の健やかな成長を支援するため、手当の認定・支給や相談業務を行います。
- ③助産施設・母子生活支援施設入所事務
経済的な理由により、入院助産が困難な妊産婦や家庭事情のある母子を保護・支援を行うため、施設入所認定や相談業務を行います。
- ④母子相談・支援
母子家庭および寡婦の自立を支援するため、相談・支援業務を行います。
- ⑤特別障害者手当等支給事務
在宅の重度障害者の特別な負担を支援するため、手当の認定・支給や相談業務を行います。



【問い合わせ先】伯耆町福祉事務所 ☎68-5534

任意予防接種費用 助成の申請はお早めに

平成22年度中に下記ワクチン接種をされ、まだ助成申請をされていない方は、お早めに申請してください。

- 対象ワクチン
- ピブワクチン
 - 小児肺炎球菌ワクチン
 - 子宮頸がんワクチン
 - 高齢者肺炎球菌ワクチン

申請期限 4月15日(金)まで

申請場所 本庁舎 総合福祉課健康増進室
分庁舎 なのはな生活課

申請に必要なもの

- ①領収書
- ②予防接種の実施について医療機関が証明したもの(母子手帳、接種済証など)
- ③口座のわかるもの(通帳など)
- ④認印(シャチハタは不可)



【問い合わせ先】

総合福祉課 健康増進室 ☎68-5536

住基カード無料交付期間の終了

住民基本台帳カード(住基カード)の無料発行期間が終了します。4月1日から住基カードの取得には、手数料(500円)が必要です。

住民基本台帳カードとは

- 住民票に記載された氏名と住民票コードなどが記録されたICカードです。
- 写真付きの住基カードは、公的な身分証明書としても利用できます。
- この住基カードに電子証明書の手続きを別途行うと、税の申告(e-Tax)にも利用できます。

<住基カードを作成される場合>

次の3点をご用意の上、住民課または溝口分庁舎なのはな生活課にお出かけください。

- ①認印
- ②顔写真(写真サイズ:4.5cm×3.5cm)
※顔写真無しの住基カード希望の場合は不要。
※住基カード用の顔写真については、住民課で撮影することもできます。
- ③本人確認書類
(運転免許証やパスポートなどの官公署発行の写真付き証明書)

<住基カードの受け取り>

住基カード申請されてから受け取りまでに約2週間かかります。

受け取りの際に手数料(500円)をご用意ください。

【問い合わせ先】住民課 ☎68-3115

水道料金減免制度のおしらせ

伯耆町では水道の漏水に対する救済措置として、水道料金の減免制度を設けています。この度の寒波などで漏水があった方は、申請してください。

対象者 宅地内の配管やバルブなどが不可抗力により破損し、水道が漏水した世帯

減免の目安 漏水したと思われる水量にかかる料金の半額

注意事項 ①修繕工事は、お客様が直接、指定業者へ依頼してください。指定業者以外での修繕は、減免の対象になりません。

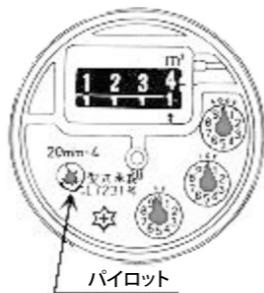
②申請書の作成は、指定業者へ依頼してください。

③漏水量が少量の場合、減免の対象にならないことがあります。

④修理費用は、お客様負担です。

※指定業者について不明な場合は、問い合わせください。

宅内漏水の確認方法
水道を使用するとパイロット(図参照)が回転します。水道の使用を全て止めても、パイロットが回転したら、どこかで漏水しています。



【問い合わせ先】地域整備課 上下水道室 ☎68-5540